

## Ⅲ 人権施策の推進へ向けて

### 1 人権教育・啓発の推進

あらゆる層に対して、あらゆる機会をとらえ、人権の重要性を理解し日常生活のなかで人権感覚を身につけることのできる教育・啓発の方法などを検討します。

#### ● 学校教育において

子どもの成長段階に応じ、学校教育全般を通して指導資料の整備を図り、組織的・計画的な人権教育を進めます。また、私立学校を含めたすべての学校が連携して取り組めるように努めます。

#### ● 社会教育において

生涯学習の視点から、市民の人権に関する主体的な学習を支援します。また、人権尊重の考え方をさまざまな社会教育事業のなかに取り入れるように検討します。

#### ● 市民啓発において

市民一人ひとりが人権について正しい理解と行動がとれるように、日常の生活に即して学ぶことのできる機会をつくります。

#### ● 特定職業従事者に対して

福祉・医療・教育関係者等の人権意識を高め、人権擁護の徹底を働きかけます。

#### ● 企業・団体等に対して

企業、団体等が行う人権教育・研修のために人権情報の提供、教材の貸し出し、講師の派遣などの支援をします。

#### 〈特定職業従事者〉

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

- ① 検察職員
- ② 矯正施設・更生保護関係職員等
- ③ 入国管理関係職員
- ④ 教員・社会教育関係職員
- ⑤ 医療関係者
- ⑥ 福祉関係職員
- ⑦ 海上保安官
- ⑧ 労働行政関係職員
- ⑨ 消防職員
- ⑩ 警察職員
- ⑪ 自衛官
- ⑫ 公務員
- ⑬ マスメディア関係者

(「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画より抜粋)

## 2 相談・支援の充実

### (1) 相談窓口の充実

いじめや虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>(※)</sup>、近隣トラブルなど、人と人とのかかわりあいのなかで、解決策を求めて行政の相談窓口を利用する人が増えています。これまで、さまざまな分野で相談窓口を設置してきましたが、今後はさらに、利用しやすい総合的な相談窓口の整備を進めます。

### (2) 相談・支援・救済の連携

子ども、女性への虐待、複合した人権問題などを迅速かつ適切に解決するために、国・県の関係機関をはじめ、NGO<sup>(※)</sup>・NPOや民間団体、市民等との柔軟性のある連携システムの検討をします。

### (3) 専門相談員の確保と養成

相談内容の広がりや複雑化にともない、専門的能力を必要とするケースが増えています。個々のケースにきめ細かく対応し、解決への道筋をつけることができる専門相談員の確保と養成を図ります。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：9ページ文中に説明。

※NGO：(nongovernmental organization) 非政府組織。平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

### 3 庁内体制の整備

実効性のある人権施策の推進には、職員の高い人権意識と効率的推進体制が必要です。豊かな人権知識と人権感覚を養う人権研修のあり方と庁内の組織、体制の見直しを行います。

#### (1) 人事、組織、体制の見直し

- ① 人権担当部署の設置と職員の専門能力の育成  
人権施策についての行政の役割と責務を自覚し、施策全般を調整する担当部署の設置と、職員の専門能力の育成に努めます。
- ② 推進担当者の設置  
部署ごとに「(仮称)人権施策推進責任者」及び「(仮称)人権施策推進担当者」を設け、人権情報の収集・提供、人権研修の推進に努めます。
- ③ 藤沢市人権事務事業推進連絡会  
人権に関する事務事業を円滑に進めるために設置された、藤沢市人権事務事業推進連絡会の機能のいっそうの強化・充実を図るとともに部局が連携し、互いの専門性を活かして人権問題の効果的な解決に努めます。

#### (2) 職員への人権研修

- ① 職員研修の実施  
階層別、職域別、テーマ別に体系的、継続的なカリキュラムの研修を実施します。特に日常業務に関連した人権課題や現場での実体験を取り入れ、問題の解決につながる研修を試みます。
- ② 人権ハンドブックの作成  
人権に関する知識、具体的な課題などをふまえた効果的、実践的な学習ハンドブックを作成します。

#### (3) 人権情報の収集と活用

人権行政には広範囲、タイムリーな情報を欠かすことはできません。国内外の人権情報を広く収集するとともに、定期的に市民への人権意識調査を実施します。

また、日常業務から得た相談、救済などに関する情報をデータベース化し、人権施策の改善に役立てます。

## 4 個人情報保護と情報公開

個人情報保護制度は、プライバシーの権利を中心として個人の権利利益を保護する制度です。2005年(平成17年)に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報をプライバシーより広く個人を特定できる情報とし、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」(第1条)ことを目的としています。

藤沢市では、1988年(昭和63年)に施行された「藤沢市個人情報保護条例」を「藤沢市個人情報の保護に関する条例」として2003年(平成15年)に全部改正し、市政における個人情報の保護に努めてきました。

また、表現の自由から派生した権利として「知る権利」があり、情報公開制度として保障されています。

これらの制度は人権施策推進の共通基盤となるものです。

### (1) 個人情報、情報公開の適切な扱いの徹底

人権擁護の観点から、個人情報の適正な保護・管理を徹底します。あわせて公正で開かれた市政を推進するために、積極的に情報公開・提供を図ります。

### (2) 個人情報保護法についての教育・啓発

学校教育、社会教育、市民啓発等で広く「人権と情報」についての正しい理解の促進を図ります。